

京都市告示第 5 2 7号

地方自治法施行令第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日まで、京都市内博物館施設連絡協議会を京都市公金収納受託者とし、「京都市内博物館ガイドブック京のかるちゃーすぽっと」の販売代金に係る徴収事務及び収納事務を委託します。

平成 2 4 年 3 月 3 0 日

京都市長 門川大作
(教育委員会事務局生涯学習部)